# 先進医療専門家会議における第2項先進医療の科学的評価結果

整理番号	先進医療名	適応症	先進医療費用※ (自己負担)	保険外併用療養費※ (保険給付)	総評	技術の概要
155	光トポグラフィー検査を用いたうつ状態の鑑別診断補助(国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。)に係るものに限る。)	国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。)	1万3千円 (1回)	2万1千円	闽	別紙

※ 届出医療機関における典型的な症例に要した費用

# 【備考】

〇「第2項先進医療」は、<u>薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を</u>伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

〇「第3項先進医療(高度医療)」は、<u>薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を</u>伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。

## 先進医療の名称

光トポグラフィー検査を用いたうつ状態の鑑別診断補助(国際疾病分類 第 10 版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。)に係るものに限る。)

#### 適応症

国際疾病分類第10版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。)

#### 内容

#### (先進性)

精神疾患の臨床診断は通常、患者本人や家族からの問診結果に基づいてなされるが、問診から得られる情報が十分でなかったり、情報を十分に得てもなお診断の確定が困難である場合が少なくない。特に、うつ病、双極性障害及び統合失調症等は、いずれも初期にうつ状態を呈することが多いため、正確な鑑別診断はしばしば困難である。また、これまでは精神疾患の診断に関する定量的な検査方法が確立されていなかったため、医師による臨床診断も客観性が十分でないという現状がある。

これに対して本技術は、臨床診断に加えて、光トポグラフィー検査\*\*のデータを用いた脳機能評価を行うことにより、うつ状態の原因となっている精神疾患の客観的な診断を初めて可能にするものである。

※血液中のヘモグロビンが近赤外光を吸収する性質を利用して、血液中のヘモグロビン濃度変化等を測定する。多チャンネル装置を頭部に用いると、大脳皮質の脳血液量変化(脳の活性化状態を反映)を非侵襲的に計測できる。なお、脳腫瘍等に対する脳外科手術の術前検査については、既に保険適用されている。

#### (概要)

うつ状態の患者に、光トポグラフィー装置のプローブを装着した状態で、指定する頭文字から始まる言葉をできる限り多く発話するよう求める課題(「言語流暢性課題」)を60秒間行なう。患者が課題を行なっている間、光トポグラフィー装置は、前頭葉や側頭葉における脳活動状態の変化を測定し、リアルタイムに画像化する。さらに、そのデータを解析し、課題に対する脳の活性化様式がいずれの精神疾患のパターンに合致するかを判別することにより、臨床診断を補助して正確な鑑別診断を行う。検査前後の準備時間を含め、10~15 分程度で完了する。

#### (効果)

本技術により、臨床診断の正確性が高まるため、うつ状態が軽度である段階から適切な治療を開始できる。これにより、早期の症状改善や重症化予防が可能となり、ひいては入院期間の短縮、社会復帰の促進、医療費の削減にも寄与するものと考えられる。さらに、適切な治療機会を逸した精神疾患に起因する自殺が減少することも期待される。

また、本技術による検査結果は、画像表示等により客観的に把握できることから、精神疾患の正確な診断が促進されるとともに、患者本人や家族の病状理解を助け、患者中心の精神医療の実現に資するものである。

#### (先進医療に係る費用)

約1万3千円

#### 実施科

### 精神科

# 先進医療評価用紙(第1号)

# 先進技術としての適格性

先進医療 の名称	光トポグラフィー検査を用いたうつ状態の鑑別診断補助(国際疾病分類第 10 版においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。)に係るものに限る。)
適 応 症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案: )
有 効 性	A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安 全 性	
技 術 的成 熟 度	<ul><li>囚. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。</li><li>B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。</li><li>C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。</li></ul>
社会的妥当性 (社会的倫理的 問題等)	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。
現時点での普及性	A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効 率 性	既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。
将来の保険収 載 の 必 要 性	A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。
総評	総合判定: 適 ・ 否 コメント: 従来、検査結果に基づくことなく臨床症状のみで行われてきたうつ状態 の鑑別に、補助検査とはいえ、初めて客観的指標を導入するものである。 初診時や治療経過の中で、診断の確度を高めることにより、早期診断や 適切な治療選択を行う上で有用である。特に、うつ状態で始まる若年の双 極性障害(躁うつ病)は、うつ病として長期にわたり治療される場合が多く、 適切な治療の遅れが指摘されているが、この問題を解決する上でも有用 である。

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。医療機関名は記入しないこと

### 先進医療評価用紙(第2号)

## 当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療名及び適応症:光トポグラン	フィー検査を用いたうつ状態の鑑別診断補助(国際疾病)	分類第 10						
	F 2 (統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害) に							
る疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病の患								
者であることが強く疑われる者(器質的疾患に起因するうつ状態の者を除く。)								
に係るものに限る。)								
	I. 実施責任医師の要件							
診療科		・不要						
資格	要(精神保健指定医)・不要							
当該診療科の経験年数	要( 5 )年以上・不要							
当該技術の経験年数	要( 1)年以上・不要							
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者 [術者] として ( 10 )例以上・不要							
	[それに加え、助手又は術者として ( )例以」	:・不要]						
その他(上記以外の要件)								
	Ⅱ. 医療機関の要件							
診療科	要 (精神科又は心療内科 )	・不要						
実施診療科の医師数 注 2)	要・不要							
	具体的内容:常勤の精神保健指定医1名以上							
他診療科の医師数 注 2)	要・不要							
	具体的内容:神経内科又は脳神経外科の常勤医1名	i以上						
その他医療従事者の配置	要 (臨床検査技師 )	• 不要						
(薬剤師、臨床工学技士等)								
病床数	要(    床以上)・不要							
看護配置	要(対1看護以上)・不要							
当直体制	要(   )・不要							
緊急手術の実施体制	要・不要							
院内検査(24時間実施体制)	要・不要							
他の医療機関との連携体制	要・不要							
(患者容態急変時等)	連携の具体的内容:							
医療機器の保守管理体制	要・不要							
倫理委員会による審査体制	要・不要							
	■ 審査開催の条件:届出後当該療養を初めて実施する	らときは、						
	必ず事前に開催すること。							
医療安全管理委員会の設置	要・不要							
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 ( 10 症例以上)・不要							
その他(上記以外の要件、例;遺伝カウンセリ								
ングの実施体制が必要 等)								
<b>Ⅲ</b> . その他の要件								
頻回の実績報告	要(月間又は症例までは、毎月報告)・不	要						
その他 (上記以外の要件)								

- 注1) 当該技術の経験症例数について、実施者[術者]としての経験症例を求める場合には、「実施者[術者]とし て ( ) 例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例え ば、「経験年数〇年以上の $\triangle$ 科医師が $\square$ 名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。 4